

静岡県公安委員会規則第7号

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月3日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

静岡県道路交通法施行細則（昭和35年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 二輪の自転車又は三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(7) 16歳以上の運転者が幼児用の乗車装置に幼児（<u>6歳未満の者</u>をいう。以下同じ。）1人を乗車させている場合</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 二輪の自転車又は三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>(7) 16歳以上の運転者が幼児用の乗車装置に幼児（<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>をいう。以下同じ。）1人を乗車させている場合</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。